

## 第 2 次米原市総合計画策定方針

### 1 計画策定の目的等

#### (1) 総合計画とは

総合計画とは、市がまちづくりを進めるための指針となる 10 年間の中長期的な計画です。市には、福祉や教育、都市整備など、分野ごとの個別計画もありますが、総合計画は、その最上位の重要な計画であり、市の将来像とその実現のための施策構想をとりまとめたものです。

#### (2) 総合計画策定の目的

本市では、平成 19 年度から平成 28 年度までの米原市総合計画を策定し、人口減少、少子高齢社会の到来等の社会情勢の中、市民、地域、事業者等および市がともに地域の振興や課題解決に取り組む協働のまちづくりを進めてきました。

この間、総合計画の策定根拠となっていた地方自治法の規定(※)が、平成 23 年 5 月に削除され、法的な策定義務はなくなりましたが、今後も厳しさを増すことが予想される社会情勢の中、これまで取り組んできた様々な施策による成果等を礎とし、市民との協働をより深めながら、住み続けたいまち、訪れたいまち、住んでみたいまちとしての信頼と評価を高めるための施策展開が必要であると考えています。

このため、今後 10 年間の総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針として、第 2 次総合計画を策定します。

(※) 削除された地方自治法第 2 条第 4 項の条文

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

### 2 第 2 次総合計画の期間・体系

#### (1) 現在の総合計画の構成

現行の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三層構造となっています。

##### ・基本構想

将来の目標および目標達成のための施策構想を示すもの。

##### ・基本計画

基本構想で示した目標に到達するための施策の体系を明らかにしたもの。

##### ・実施計画

基本計画で示した施策を進めるため、年度別に具体的事業の概要と実施年度を明らかにしたもの。

○ 現在の総合計画の体系図

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
基本構想	10年											
基本計画	前期:5年					後期:5年						
実施計画	第1期:3年											
		第2期:3年										
			第3期:3年									
											第10期:3年	

(2) 第2次総合計画の構成

第2次総合計画では、これまでの基本構想と基本計画を統合した基本構想と、基本構想で示した施策を推進するためのアクションプランの2層構造として策定します。

**①基本構想 (計画期間10年：平成29年度～平成38年度)**

現行の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三層構造となっていますが、第2次総合計画では、これまでの基本構想と基本計画を統合し、米原市が目指す将来の目標および目標達成のために必要な施策の方向性と施策体系を示す基本構想として策定します。

**②アクションプラン (計画期間3年：毎年度更新)**

第2次総合計画では、基本構想で示した施策を進めるため、具体的な事業の内容や実施年度を示す実行計画としてアクションプランを策定します。計画期間は3年間とし、年度更新する中で、重点的な取組事項等を盛り込んだ内容とします。

- ・基本構想  
これまでの基本構想と基本計画を統合し、より具体性の高い基本構想とする。
- ・アクションプラン  
基本構想で示した施策を推進するため、具体的な事業の内容や実施年度を示す実行計画として策定する。

○ 第2次総合計画の体系図

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
基本構想	10年(5年で中間評価等)											
アクションプラン	第1期:3年											
		第2期:3年										
			第3期:3年									
											第10期:3年	

### 3 計画策定に当たっての基本的な視点

計画作成に当たっては、平成 52 年（2040 年）の本市の人口構造を見据えた中で、今後 10 年間で対応すべき課題を明確にし、現行の総合計画の評価を行うとともに、本市を取り巻く社会経済情勢等を踏まえ、次のような視点に重点を置いて検討を進めます。

	人口	年少人口(0~14 歳)	生産年齢人口(15~64 歳)	高齢人口(65 歳以上)
平成 22 年	40,060 人 (100%)	5,757 人 (14.4%)	24,139 人 (60.3%)	10,165 人 (25.4%)
平成 37 年	36,146 人 (100%)	4,029 人 (11.1%)	20,813 人 (57.6%)	11,304 人 (31.3%)
平成 52 年	31,541 人 (100%)	3,303 人 (10.5%)	16,917 人 (53.6%)	11,321 人 (35.9%)
H22→H52 増減率	△21.1%	△42.6%	△29.9%	+11.4%

※国立社会保障・人口問題研究所による推計、下段の（ ）内は人口に占める割合

#### ■ 第 2 次総合計画策定における基本的な視点

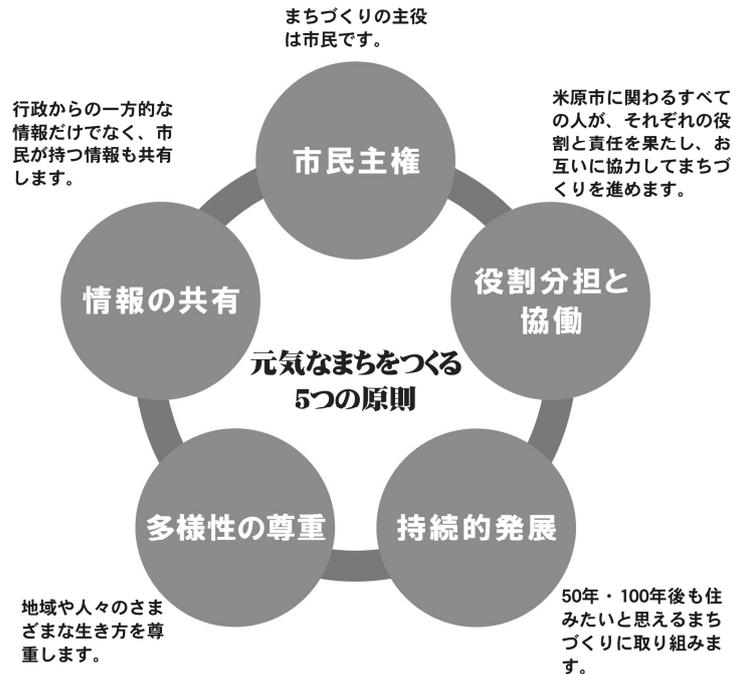
- (1) 人口減少、少子・超高齢社会への対応
- (2) 自主性・自立性の向上と新しい公共の形成への対応
- (3) 未来を担う人材育成への対応
- (4) 都市間競争と連携への対応
- (5) 財政需要の増大への対応
- (6) 地域資源の保全と活用への対応
- (7) 安全・安心な暮らしの実現への対応
- (8) 高度情報化の進展への対応
- (9) 国際化の進展への対応

### 4 計画づくりの基本的な方針

#### (1) 自治基本条例の理念に基づいた計画

自治基本条例は、米原市の 50 年、100 年後の未来を見据えた変わることのないまちづくりの理念を示したものであり、総合計画は、自治基本条例の理念に基づき、向こう 10 年間のまちづくりの到達目標を示したものです。

この条例には、まちづくりを進めていく中で欠かせない 5 つの基本原則が定められています。この 5 つの原則をもとに、市民等、地域、事業者等および市との協働のまちづくりを進めていきます。



## (2) 実効性・戦略性のある計画

総合計画は、全ての個別計画の最上位に位置づけられる計画であるため、実効性・戦略性が担保されたものでなければなりません。また、この計画で描く将来像の実現に当たっては、市民等の目的や目標の共有が不可欠であることから、次の視点に重点を置いた計画づくりに取り組みます。

### ① より多くの市民意見を踏まえた計画

計画策定に向けた検討の段階、原案の作成段階において、より多くの市民意見を踏まえた計画づくりを行います。

### ② わかりやすく見やすい計画

市民の目線に立った、よりわかりやすい内容や表現の計画づくりを行います。

### ③ 成果を評価できる計画

各種の取組の目標（何を目指しているのか）をより明確にし、目標の共有と成果の評価がしやすい計画づくりを行います。（評価することを意識した目標設定等）

## (3) 米原市らしさの追求と創出

子どもの減少、定住人口の維持が全国的な課題となっていますが、この問題は米原市においても例外ではありません。今後、全国の自治体が魅力や個性を高め合う競争が加速する中、米原らしさの追求や、地域ブランドの創出など戦略性が求められます。このため、次の点に留意した計画づくりに取り組みます。

## ① 米原市シティセールスプランの推進

住み続けたいまち、訪れてみたいまち、住んでみたいまちとしての信頼と評価を高めるため、米原市を「びわ湖の素 米原」と表現し、その魅力を戦略的に全国へ発信する米原市シティセールスプランを策定しました。シティセールスは、本市の認知度やイメージを高め、地域活性化を図るための重要な取り組みであるため、米原市シティセールスプランと目標を共有し、推進を図ることができる計画づくりを行います。

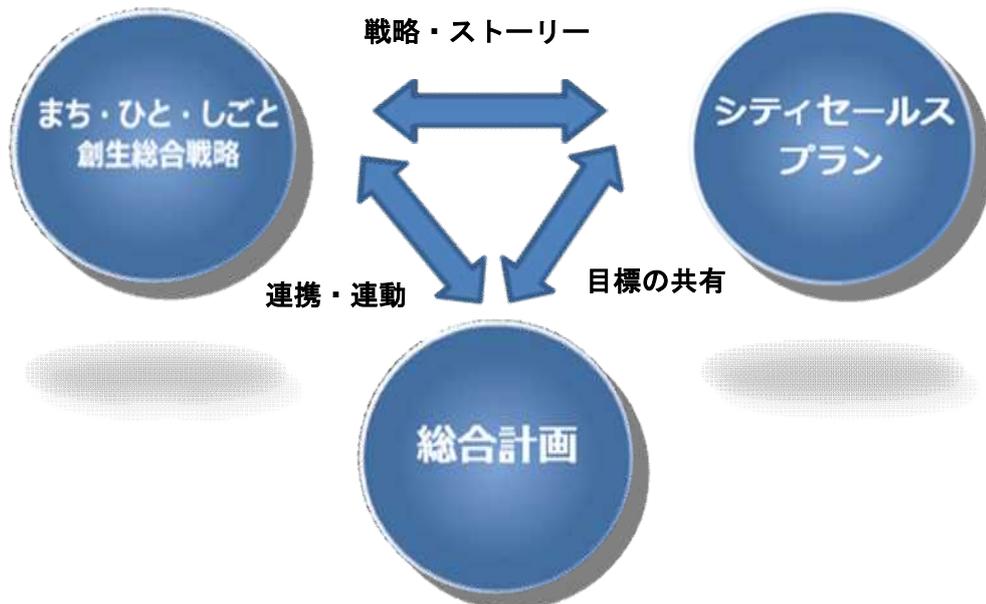
### ■ 米原市シティセールスプランの目標

- ・今、米原市に暮らす人々に、未来にわたり住み続けてもらうこと。
- ・将来、地方のまちで暮らしたいと考えている人々に、米原市を選び移り住んでももらうこと。
- ・全国の自治体の中でステキなまちとして評価され、米原市ならではの豊かさをもたらすこと。

## ② まち・ひと・しごと創生総合戦略との連携・連動

国が進める地方創生戦略に対応するため、一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会を形成する（まち）、地域社会を担う個性豊かで多様な人材を確保する（ひと）、地域における魅力ある多様な就業の機会を創出する（しごと）の3つを企画・推進する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を本年9月末までに策定します。この戦略で定める、人口減少の克服に向けた取組、目標や施策の内容、評価の仕組みは、第2次総合計画においても重視しなければならない課題であるため、まち・ひと・しごと創生総合戦略と、連携・連動を図りながら計画づくりに取り組みます。

### ■米原らしさの創出イメージ



## 5 策定体制

### (1) 米原市総合計画審議会

役割：米原市総合計画審議会条例に基づき、市長からの諮問に応じ、総合計画基本構想の策定に向けて審議・答申をいただきます。

構成：学識経験者、公募委員をはじめ、各分野において識見を有する方々で構成します。(期間：平成27年4月～平成28年9月頃(予定))

### (2) 庁内体制

#### ①部長会議

役割：総合計画審議会の審議状況や答申を踏まえ、総合計画基本構想(案)を協議、決定します。

構成：市長、副市長、教育長および各部長等により構成された既存の機関です。

#### ②第2次米原市総合計画策定庁内検討委員会

役割：総合計画審議会の審議状況や答申を踏まえ、総合計画基本構想(素案)を作成します。また、各課等から提案される施策の案等のとりまとめを行います。

構成：次長級職員等を中心として新たに構成します。

#### ③各課等

役割：市民等の意見や総合計画審議会の中間答申等を踏まえ、基本構想に盛り込む分野別の施策の検討、提案を行います。

構成：各課等(課長級職員がリーダーとなって進めます。)

### (3) 米原市議会

役割：市議会では、議会基本条例に基づき、総合計画基本構想について協議、議決を行います。このため、市は総合計画の策定経過について随時市議会へ報告を行います。

## 6 市民意見の集約

市民等のまちづくり活動への主体的な参画を促すため、市民等の参画を積極的に推進し、幅広い意見の集約に努めます。

### (1) 市民意識調査・市民アンケート

本市のまちづくりや都市経営などについて市民の意見を伺い、総合計画策定に当たっての基礎的資料を得ることを目的にアンケート調査を実施します。また、市民ワークショップの基礎的資料を得ることを目的に「あなたは10年後、どんな米原市に住んでいた

いですか。」をテーマとした市民アンケートを実施します。

## (2) 市民ワークショップ

市民や団体、企業等から米原市の将来に向けた意見やニーズを聞くため、市民活動団体やまちづくりに関心のある個人が自由に参加できる市民ワークショップを大学と連携しながら開催します。

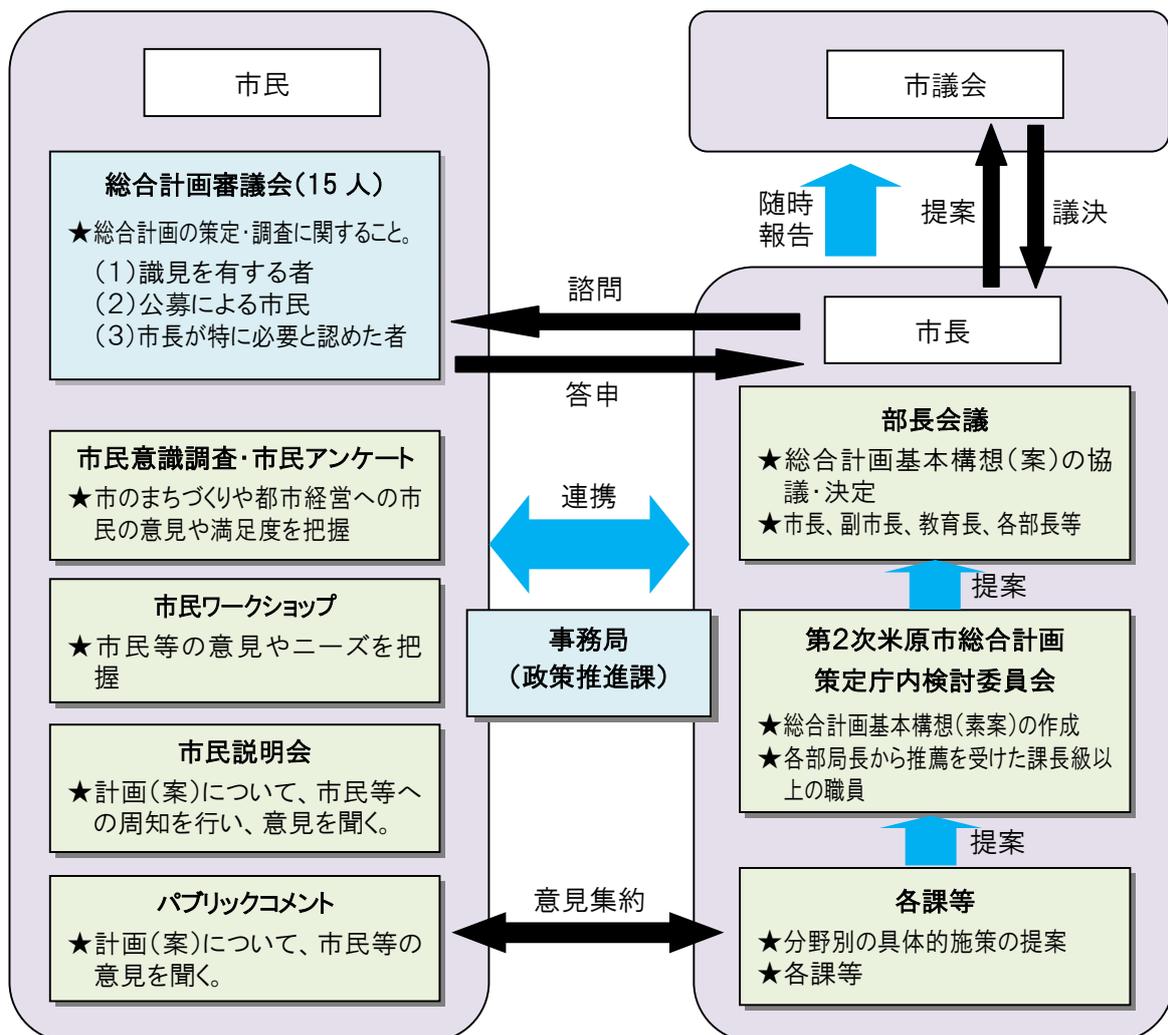
## (3) 市民説明会

総合計画基本構想（案）について市民等へ示すとともに、意見を聞くため、市民説明会を実施します。

## (4) パブリックコメント

市民説明会と平行して、総合計画基本構想（案）について市民の意見を聞くため、パブリックコメントを実施します。

### 【策定体制および市民意見集約のイメージ】



【まち・ひと・しごと創生総合戦略との連携・連動のイメージ】

